

## OMIC Food Safety Newsletter No. 500 March 13, 2020

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

### ★ 今週のトピックス（日本の厚生労働省からの情報）

最近の検査命令における実施項目 (2020年2月下旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
2/28	インド産脱脂大豆	総アフラトキシン	強化	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000601399.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000601399.pdf</a> (基準値 10 µg/kg - ppb)

### ★ RASFF マンスリーレポート

EUにおけるタイ産食品の違反情報 (2020年2月下旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
2/21	ポルトガル	タイ産胡椒からプロピコナゾール (0.022 mg/kg - ppm) 及び未承認物質アミトラズ (0.081 mg/kg - ppm) の検出	Border rejection
2/21	フィンランド	タイ産スイートサーワーチキンミールとして表示されている冷凍カレーチキンミールより未申告の魚（カタクチイワシ抽出物）の検出	alert

### ★ 平成 31 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 中間報告

厚生労働省は2019年12月25日に「平成31年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 中間報告」を公表しました。これによると平成31年4月から令和元年9月までの輸入届出の件数は、約130万件でした。これに対し、112,319件（モニタリング検査30,985件、検査命令34,558件、自主検査48,681件等の合計から重複を除いた数値）の検査を実施し、407件で法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置が講じられました。条文別の違反件数は、法第11条（食品の規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）違反が248件と最も多く、次いで法第6条（アフラトキシン、シアン化合物等の有毒・有害物質の付着等）違反が117件、法第10条（指定外添加物の使用）違反が38件、法第18条（器具又は容器包装の規格）違反が17件、法第62条（おもちゃの規格）違反が2件、法第9条（食肉の衛生証明書）違反が1件でした。検査種類ごとの違反率は下表1、またタイ産食品の検査命令実績は下表2の通りです。タイ産食品については全758件の検査命令がなされていますが、違反件数は0件となっています。

<表1> 検査・違反状況（平成31年4月～令和元年9月：速報値）

検査種類	実施件数	違反件数	違反率 (%)
モニタリング検査	30,985	76	0.25
検査命令	34,558	110	0.32
検査全体	112,319	407	0.36

<表2> タイ産食品の検査命令対象品目及び検査実績（平成31年4月～令和元年9月：速報値）

主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	残留農薬（EPN、イマザリル、クロルピリホス、シペルメトリン、プロシモドン、プロピコナゾール）	752	0
ゆでがに	腸炎ビブリオ	6	0

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189098\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189098_00003.html)

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No.501の発行は、2020年3月27日とさせていただきます。